

【家庭福祉課・母子家庭等自立支援室関係】

1 区分	2 中区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業①	児童虐待防止対策支援事業（法的対応機能強化事業を除く）	次により算出された額の合計額 1 児童虐待防止対策研修事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市町村当たり ※以下の①から⑧について、複数の自治体で共同開催する場合においても、①から⑧に掲げる基準額を適用するもの（当該自治体毎の基準額の合計額と一致させること）とする。 ① 児童福祉司任用前講習会等 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、本種目において「実施要綱」という。）第3の1の(2)の①のアに該当する事業 3,108,000円 実施要綱第3の1の(2)の①のイに該当する事業 695,000円 ② 児童福祉司任用後研修 3,108,000円 ③ 児童福祉司スーパーバイザー研修 ア 自主開催する場合 2,306,000円 イ 研修を委託する場合 269,000円 ④ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修 3,008,000円 ⑤ 児童相談所長研修 ア 自主開催する場合 2,306,000円 イ 研修を委託する場合 135,000円 ⑥ 虐待対応関係機関専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの（ア）に該当する事業 307,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のアの（イ）に該当する事業 307,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のイに該当する事業 221,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑥のウに該当する事業 196,000円 ⑦ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 実施要綱第3の1の(2)の⑦のアに該当する事業 1,668,000円 実施要綱第3の1の(2)の⑦のイに該当する事業 196,000円 ⑧ 医療機関従事者研修 1,830,000円 ⑨ 研修専任コーディネーターの配置 5,002,000円 2 保護者指導・カウンセリング強化事業（複数実施可能） 児童相談所1か所当たり	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、給与（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金	1／2

			① 保護者指導支援員の配置 3, 528, 000円 ② 保護者指導支援カウンセリング事業 11, 707, 000円 ③ 児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業 300, 000円		
		3 医療的機能強化等事業 ① 医療的機能強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）及び1市町村当たり 7, 842, 000円 ※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合は、748, 000円	医療的機能強化事業に必要な報酬、給与（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費		
		② 児童虐待防止医療ネットワーク事業 次により算出された額の合計額 1 都道府県（指定都市）当たり 4, 818, 000円 ※事業期間が1年に満たない場合は、4, 818, 000円×事業実施月数/12	児童虐待防止医療ネットワーク事業に必要な報酬、給料、職員手当（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費		
		4 児童相談所体制整備事業 ア 児童相談所1か所当たり ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511, 000円 ② 市町村との連携強化事業 4, 212, 000円 ・東日本大震災被災地特別加算 岩手県、宮城県、福島県、仙台市において実施する場合、次の単価を加算 4, 565, 000円 ③ 24時間・365日体制強化事業 実施要綱第3の5の（3）の③アに該当する事業 ア 時間外受付を22時まで実施した場合 5, 110, 000円 イ 時間外受付を22時以降も実施した場合 12, 775, 000円 実施要綱第3の5の（3）の③イに該当する事業 ウ 365日体制強化のみ実施する場合 2, 600, 000円	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、給与（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費		

			エ イ及びウを実施した場合	15,375,000円	
			④ 医療連携支援コーディネーター事業	4,436,000円	
			1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり		
			⑤ SNS等相談事業	38,679,000円	
			※同一機関においてDV相談も併せて行う場合の加算	28,979,000円	
		5	児童相談所設置促進事業		
		ア	1 中核市、施行時特例市又は特別区当たり		
			設置準備対応職員を配置する場合	2,172,000円	
			研修等代替職員を配置する場合	10,259,000円	
		イ	1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり		
			都道府県等代替職員を配置する場合	6,839,000円	
		6	賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業		賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業に必要な改修費、設備整備費、賃借料及び備品購入費
			1 カ所当たり	21,900,000円	
			改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算		
		7	市町村相談体制整備事業		児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、給与（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費
		①	市町村スーパーバイズ事業		
		ア	中核市、施行時特例市又は特別区において実施した場合 （児童相談所設置市である場合を除く。）	2,605,000円	
		イ	アに属さない市町村において実施した場合	1,303,000円	
		②	要保護児童対策地域協議会機能強化事業		
			1 市町村当たり		
			実施要綱第3の7の（2）の②アに該当する事業	68,000円	
			実施要綱第3の7の（2）の②イに該当する事業	2,605,000円	
		③	市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業		
			次により算出された額の合計額		
			1 支援拠点当たり		
			ア 基本分（直営で行う場合）		
			（ア）基礎単価		
			小規模A型	3,729,000円	
			小規模B型	9,542,000円	
			小規模C型	15,859,000円	
			中規模型	21,176,000円	
			大規模型	39,302,000円	
			（イ）最低配置人員を満たすための 虐待対応専門員の上乗せ配置単価	2,715,000円 × 配置人数	
			（ウ）最低配置人員を満たした上での 虐待対応専門員の上乗せ配置単価	2,715,000円 × 配置人数（上限5人）	
			イ 基本分（委託して行う場合）		
			（ア）基礎単価		
			小規模A型	9,044,000円	

小規模B型	14,857,000円
小規模C型	21,714,000円
中規模型	31,806,000円
大規模型	60,561,000円

(イ) 最低配置人員を満たすための

虐待対応専門員の上乗せ配置単価

常勤職員を配置した場合

5,646,000円 × 配置人数

非常勤職員を配置した場合

2,715,000円 × 配置人数

(ウ) 最低配置人員を満たした上での

虐待対応専門員の上乗せ配置単価

常勤職員を配置した場合

5,646,000円 × 配置人数

非常勤職員を配置した場合

2,715,000円 × 配置人数

ウ 夜間・土日開所加算

ア又はイによる基準額×((1週間当たりの開所時間数-40)÷40)

エ 開設準備経費

1 支援拠点当たり 7,678,000円

オ 弁護士・医師等配置加算

1 支援拠点当たり 360,000円

カ 地域活動等推進加算

研修・広報啓発費用

1 支援拠点当たり 872,000円

見守り活動等推進費用

1 支援拠点当たり 13,000,000円

通訳業務費用

1 支援拠点当たり 1,560,000円

8 市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

① 基本分(1か所当たり) 564,000円

② 加算分(宿泊を伴わない場合) 延べ利用児童数 × 5,500円

③ 加算分(宿泊を伴う場合) 延べ利用日数 × 13,980円

9 未就園児等全戸訪問事業

① 訪問費用 家庭訪問数 × 6,000円

② 事務職員雇上費(日額) 1市町村当たり 事務職員数 × 日額 7,000円

③ 訪問を民間団体に委託する際に運営に必要となる事務費
1市町村当たり 年額 564,000円

10 子育て支援訪問事業

1人当たり 8,000円

11 一時保護機能強化事業

児童相談所1か所当たり

① 学習指導協力員以外の者

2,725,000円×実施事業数(配置協力員種別数)

② 学習指導協力員(実施要綱第3の8の(2)の①学習指導協力員)

ア 基本分

2,725,000円 × 配置人数

イ 加算分

1,428,000円

※学習指導協力員の配置人数は3名を上限とする。

※加算分は、学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合に適用するものとし、配置人数のうち1名を上限として、基本分の基準額に上乗せして、基準額を算定する。

			12 官・民連携強化事業（複数実施可能） 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり ① 民間団体委託推進事業 3,202,000円 ② 民間団体活動推進事業 1,140,000円 ③ 民間団体育成事業 1,253,000円 13 評価・検証委員会設置促進事業 1 都道府県及び1市町村当たり 934,000円 14 未成年後見人支援事業 ① 未成年後見人の報酬補助事業 1人あたり年額240,000円（月額20,000円） ② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業 ア 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり年額5,210円 イ 被後見人の傷害保険 1人あたり年額7,240円 15 児童の安全確認等のための体制強化事業 1 児童相談所当たり（警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行う場合） 20,008,000円 ※警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合は、15,006,000円 1市町村当たり 10,004,000円		
			16 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 8,175,000円	子どもの権利擁護に係る実証モデル事業に必要な報酬、給与（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費	定 額
			17 虐待防止のための情報共有システム構築事業 1 都道府県及び1市町村当たり 40,000,000円 18 児童虐待防止のための広報啓発等事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 13,483,000円 19 児童福祉司等専門職採用活動支援事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 4,184,000円 ※児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合は、3,528,000円を加算	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、給与（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費	1 / 2

	(訪問相談件数は、実際の相談件数に2を乗じて得た数とする。) 前年度途中に開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。 年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。 <table><tr><th>件数区分</th><th>基準額</th></tr><tr><td>50件 ～ 599件</td><td>352,800円</td></tr><tr><td>600件 ～ 899件</td><td>937,550円</td></tr><tr><td>900件 ～ 1,399件</td><td>1,851,300円</td></tr><tr><td>1,400件 ～ 1,899件</td><td>2,792,000円</td></tr><tr><td>1,900件 ～ 2,399件</td><td>3,527,000円</td></tr><tr><td>2,400件 ～ 2,899件</td><td>4,262,000円</td></tr><tr><td>2,900件 ～ 3,399件</td><td>4,997,000円</td></tr><tr><td>3,400件 ～ 3,899件</td><td>5,732,000円</td></tr><tr><td>3,900件 ～ 4,399件</td><td>6,467,000円</td></tr><tr><td>4,400件 以上</td><td>6,615,000円</td></tr></table> ② 初度調弁費 1 か所当たり 400,000円 2 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業 1 か所当たり 1,069,000円 3 指導委託促進事業 1 件当たり月額 107,000円	件数区分	基準額	50件 ～ 599件	352,800円	600件 ～ 899件	937,550円	900件 ～ 1,399件	1,851,300円	1,400件 ～ 1,899件	2,792,000円	1,900件 ～ 2,399件	3,527,000円	2,400件 ～ 2,899件	4,262,000円	2,900件 ～ 3,399件	4,997,000円	3,400件 ～ 3,899件	5,732,000円	3,900件 ～ 4,399件	6,467,000円	4,400件 以上	6,615,000円	児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業に必要な報酬、給料（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 指導委託促進事業に必要な報酬、給料（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
件数区分	基準額																								
50件 ～ 599件	352,800円																								
600件 ～ 899件	937,550円																								
900件 ～ 1,399件	1,851,300円																								
1,400件 ～ 1,899件	2,792,000円																								
1,900件 ～ 2,399件	3,527,000円																								
2,400件 ～ 2,899件	4,262,000円																								
2,900件 ～ 3,399件	4,997,000円																								
3,400件 ～ 3,899件	5,732,000円																								
3,900件 ～ 4,399件	6,467,000円																								
4,400件 以上	6,615,000円																								
基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額 都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり 487,000円	基幹的職員研修事業に必要な報酬、給料（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、使用料及び賃借料、賃金、委託料	1／2																						

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	次により算出された額の合計額 1 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業 (1) 短期研修(送り出し施設) ① 宿泊あり 1人当たり 133,000円 ② 宿泊なし 1人当たり 73,000円 (2) 長期研修 ① 送り出し施設 1人当たり 1,052,000円 ② 受入施設 1人当たり 216,000円 (3) 調整機関事務費加算 2,992,000円 (4) 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた研修 1施設種別当たり 2,449,000円 2 児童養護施設等の職員人材確保事業 (1) 学生(実習生)への指導 実習1回当たり 86,200円 (2) 学生(実習生)の就職促進 1日当たり 3,760円	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業に必要な給料(ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、賃金(代替職員雇上げ経費等)、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費	1/2
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	次により算出された額の合計額 1 児童養護施設等の環境改善事業 (児童養護施設等の生活向上のための環境改善実施事業実施要綱(以下、本種目において「実施要綱」という。)第3の1に定める事業) (1) 入所児童等の生活環境改善事業 ① 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム又はファミリーホームにかかる事業分 1か所当たり 8,000,000円 ② 里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分 1か所当たり 1,000,000円 (2) ファミリーホーム等開設支援事業 1か所当たり 8,000,000円 ※ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用(10,000千円を上限)を加算 (3) 児童家庭支援センター開設支援事業 1か所当たり 3,000,000円 (4) 耐震物件への移転支援事業 ① 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム又はファミリーホームにかかる事業分 1か所当たり 8,000,000円 ② 里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分 1か所当たり 1,000,000円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業に必要な改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料	1/2 市町村が行い又は助成する事業に対して都道府県が補助する場合 2/3

		2 地域子育て支援拠点の環境改善事業 (実施要綱第3の2に定める事業) 1 か所当たり 8,000,000円 3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 (実施要綱第3の3に定める事業) 1 か所当たり 8,000,000円											
就学者 自立生活 援助事業	次により算出された額の合計額 1 一般生活費 1人当たり月額 11,190円 2 特別育成費 自立援助ホームの入所者（20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の者）であって、高等学校に在学している者及び高等学校第1学年に入学する者 (1) 基本額 1人当たり月額 24,420円 (2) 資格取得等特別加算 1人当たり 57,610円 (3) 補習費 1人当たり月額 20,000円 (4) 補習費特別分 1人当たり月額 25,000円 3 児童用採暖費 児童用採暖費保護単価表（1人当たり 月額） ※10月分から翌年3月分に限る <table><tr><td>旧5級地</td><td>1,210円</td></tr><tr><td>旧4級地</td><td>1,020円</td></tr><tr><td>旧3級地</td><td>630円</td></tr><tr><td>旧2級地</td><td>400円</td></tr><tr><td>その他の地域</td><td>200円</td></tr></table> (注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。 v 就職支度費 自立援助ホームの入所者（20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の就学者）であって、就職することとなった者 (1) 一般分 1人当たり 82,760円 (2) 特別基準分 1人当たり 198,530円 5 大学進学等自立生活支度費 自立援助ホームの入所者（20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の就学者）であって、大学等へ進学することとなった者 (1) 一般分 1人当たり 82,760円 (2) 特別基準分 1人当たり 198,530円	旧5級地	1,210円	旧4級地	1,020円	旧3級地	630円	旧2級地	400円	その他の地域	200円	就学者自立生活援助事業に必要な報酬、給料（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費	1 / 2
旧5級地	1,210円												
旧4級地	1,020円												
旧3級地	630円												
旧2級地	400円												
その他の地域	200円												
社会的 養護自 立支援 事業等	次により算出された額の合計額 1 社会的養護自立支援事業 (1) 支援コーディネーターの配置 1 か所当たり 6,181,000円 ※ 配置期間が1年に満たない場合は、6,181,000円×配置月数/12 (2) 居住費支援 ① 就学・就労をしていない者、大学等に就学している者 （「自立援助ホームで居住」を除く）、就労している者 ア 里親宅で居住 1人当たり月額 86,000円	社会的養護自立支援事業に必要な報酬、給料（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、	1 / 2										

ただし、二人目以降の対象者については、1人当たり

月額 43,000円

イ ファミリーホームで居住

1人当たり月額 184,000円

ウ 自立援助ホームで居住

1人当たり月額 240,000円

エ 児童養護施設で居住

1人当たり月額 383,000円

オ 児童心理治療施設で居住

1人当たり月額 499,000円

カ 児童自立支援施設で居住

1人当たり月額 474,000円

キ 母子生活支援施設

1人当たり月額 119,000円

② 就学し一般賃貸住宅等に居住していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者

1人当たり月額 50,000円の範囲内（支給期間は6か月を限度）

(3) 生活費支援

① 一般生活費

ア 就学・就労をしていない者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する者

1人当たり月額 51,350円

イ 就学している者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、施設等に居住する者

1人当たり月額 11,190円

ウ 就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者

1人当たり月額 50,000円（支給期間は6か月を限度）

② 児童用採暖費

児童用採暖費保護単価表（1人当たり 月額）

※10月分から翌年3月分に限る

対象者 級地別	就学・就労をしていない者、就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者	大学等に就学している者、就労している者
旧5級地	7,270円	1,210円
旧4級地	5,570円	1,020円
旧3級地	3,600円	630円
旧2級地	2,680円	400円
その他の地域	1,340円	200円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

(4) 学習費等支援

① 特別育成費

居住費支援又は生活支援を受けている者であって、高等学校に在学している者及び高等学校第1学年に入学する者、高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかつ就労していない者（ウ及びエの経費に限る。）

ア 基本額

1人当たり月額 24,420円

イ 資格取得等特別加算

1人当たり 57,610円

ウ 補習費

1人当たり月額 20,000円

エ 補習費特別分

			1人当たり月額 25,000円		
		② 就職支度費	居住費支援又は生活支援を受けている者であって、就職することとなった者（過去に就職支度費又は大学進学等自立生活支度費を支給された者を除く。）		
		ア 一般分	1人当たり 82,760円		
		イ 特別基準分	1人当たり 198,530円		
		③ 大学進学等自立生活支度費	居住費支援又は生活支援を受けている者であって、大学等へ進学することとなった者（過去に就職支度費又は大学進学等自立生活支度費を支給された者を除く。）		
		ア 一般分	1人当たり 82,760円		
		イ 特別基準分	1人当たり 198,530円		
		(5) 生活相談支援			
		① 賃金			
		ア 常勤職員を2名以上配置した場合	1か所当たり 10,111,000円		
		イ ア以外の場合	1か所当たり 6,875,000円		
		② 事務費			
		ア 自助活動を行える場を常設する場合	1か所当たり 4,785,000円		
		イ ア以外の場合	1か所当たり 2,165,000円		
		(6) 就労相談支援			
		① 賃金	1チーム当たり 4,482,000円		
		② 事務費	1チーム当たり 1,252,000円		
		2 身元保証人確保対策事業		身元保証人確保対策事業に必要な役務費（保険料）	1 / 2
		(1) 就職時の身元保証	施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円		市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3
		(2) 賃貸住宅等の貸借時の連帯保証	施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円		
		(3) 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証	施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円		
里親養育包括支援（フォスタリング）事業	次により算出された額の合計額			里親養育包括支援（フォスタリング）事業に必要な給料（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、賃金、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2
	1 統括責任者加算	1か所当たり 5,826,000円			
	2 里親制度等普及促進・里親リクルート事業				
	(1) 基本分				
	(都道府県（指定都市又は児童相談所設置市（設置予定市区））全域で実施する場合）	1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市（設置予定市区））当たり 1,996,000円			
	(地域を分割して実施する場合）	1か所当たり 1,331,000円			
	(2) 加算分				

	新規里親等登録件数に応じ加算			
	15件以上25件未満	1 か所当たり	1,272,000円	
	25件以上35件未満	1 か所当たり	1,816,000円	
	35件以上	1 か所当たり	2,360,000円	
	(3) 里親リクルーター配置加算			
	35件以上	1 か所当たり	5,693,000円	
	3 里親研修・トレーニング等事業			
	(1) 基本分			
	(都道府県(指定都市又は児童相談所設置市(設置予定市区))			
	全域で実施する場合)			
	1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市(設置予定市区))			
	当たり		7,740,000円	
	(地域を分割して実施する場合)			
		1 か所当たり	5,160,000円	
	(2) 里親トレーナー配置加算			
	常勤配置	1か所当たり	5,388,000円	
	非常勤配置	1か所当たり	2,604,000円	
	(3) 研修受講促進費			
	研修受講者1人当たり		38,000円	
	4 里親委託推進等事業			
	(1) 基本分			
		1 か所当たり	6,433,000円	
	(2) 加算分			
	新規里親等委託件数に応じ加算			
	15件以上30件未満	1 か所当たり	1,092,000円	
	30件以上45件未満	1 か所当たり	2,836,000円	
	45件以上	1 か所当たり	3,890,000円	
	5 里親訪問等支援事業			
	(1) 基本分			
		1 か所当たり	9,692,000円	
	(2) 加算分			
	里親等委託児童数に応じ加算			
	20人以上40人未満	1 か所当たり	2,283,000円	
	40人以上60人未満	1 か所当たり	4,216,000円	
	60人以上80人未満	1 か所当たり	7,606,000円	
	80人以上	1 か所当たり	10,267,000円	
	(3) 心理訪問支援員配置加算			
	常勤配置	1か所当たり	5,055,000円	
	非常勤配置	1か所当たり	1,552,000円	
	(4) 面会交流支援加算			
		1 か所当たり	2,195,000円	
	(5) 夜間・土日相談対応強化加算			
	(24時間365日の相談支援体制を整備する場合)			
		1 か所当たり	6,067,000円	
	(上記以外)			
		1 か所当たり	2,855,000円	
	6 共働き家庭里親委託促進事業			
	1 都道府県(指定都市、児童相談所設置市(予定市区)当たり			
			3,749,000円	
里親への委託 前養育支援事業	次により算出された額の合計額			
	1 生活費等支援			
		1人当たり日額	5,180円	
	2 研修受講支援			
		1件当たり日額	3,490円	
				里親への委託前養育支援事業に必要な旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)
				1/2

	乳児院等多機能化推進事業	次により算出された額の合計額 1 育児指導機能強化事業 1 施設当たり 4,944,000円 2 医療機関等連携強化事業 (1) 医療機関等連絡調整員（保健師・看護師・准看護師以外の場合） 1 施設当たり 1,927,000円 (2) 医療機関等連絡調整員（保健師・看護師・准看護師の場合） ① 医療的ケアが必要な児童等が1人以上5人以下の場合 1 施設当たり 2,096,000円 ② 医療的ケアが必要な児童等が6人以上9人以下の場合 1 施設当たり 4,962,000円 ③ 医療的ケアが必要な児童等が10人以上の場合 1 施設当たり 6,306,000円 ※（2）の基準額は、医療機関等連絡調整員を配置した月における医療的ケアが必要な児童等の人数の実人数に応じて算定すること。 3 産前・産後母子支援事業 (1) 支援コーディネーターの配置等による支援 1 か所当たり 7,068,000円 (2) 看護師の配置等による支援 1 か所当たり 4,838,000円 補助職員を配置する場合（加算） 1 か所当たり 1,059,000円 (3) 住まいの提供に当たっての環境改善 ① 妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等 1 か所当たり 8,000,000円 ② 特定妊婦及び出産後の母子の緊急的な住まいの提供に必要な賃借料 1 か所当たり 10,000,000円 (4) 特定妊婦等に対する生活支援 1 人当たり月額 1,690円	乳児院等多機能化推進事業に必要な報酬、給料（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品、食糧費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、改修費、設備整備費	1 / 2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3	
	児童養護施設等体制強化事業	次により算出された額の合計額 1 児童養護施設等体制強化事業 (1) 児童指導員等となる人材の確保 1 人当たり 3,958,000円 (2) 夜間業務等の業務負担軽減 1 か所当たり 3,958,000円	児童養護施設等体制強化事業に必要な報酬、給料（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、賃金、報償費、共済費	1 / 2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3	
児童虐待防止対策等支援事業②	児童虐待防止対策支援事業（法的対応機能強化事業に限る）	1 法的対応機能強化事業 児童相談所 1 か所当たり 15,644,000円 ※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を実施しない場合は、7,822,000円	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、給与（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、保険料）、報償費、委託料、共済費、扶助費	1 / 2	

	児童虐待防止対策等支援事業③	養子縁組民間あっせん機関助成事業	次により算出された額の合計額 1 養子縁組民間あっせん機関助成事業 (1) 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業 ① 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 研修受講者1人当たり 54,000円 ② 第三者評価受審促進事業 1か所当たり 300,000円 (2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 ① 養親希望者等支援モデル事業 1か所当たり 4,572,000円 ② 高年齢児等への支援体制構築モデル事業 1か所当たり 3,354,000円 ③ 障害児等支援モデル事業 1か所当たり 3,007,000円 ④ 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 1か所当たり 6,127,000円 ⑤ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 1か所当たり 6,293,000円 ⑥ 資質向上モデル事業 1か所当たり 1,100,000円 (3) 養親希望者手数料負担軽減事業 1人(世帯)当たり 350,000円	養子縁組民間あっせん機関助成事業に必要な資金(代替職員雇上げ経費等)、報酬、給料(ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費、共済費、扶助費等	1/2
DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業①	婦人相談員活動強化事業	次により算出された額の合計額 1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員(※1)の数の範囲内において、婦人相談員1人に対し、1月当たり151,800円 ただし、別に定めるところにより、一定の研修を修了した者については、婦人相談員1人に対し、1月当たり194,900円 ※1 会計年度任用職員とする ※2 婦人相談員の1週間の勤務時間が30時間を下回る場合は、30時間に対する1週間の勤務時間の割合を、上記の金額に乗じて算出すること。 (例1) 1週間の勤務時間が20時間である場合は、上記の金額に20時間/30時間を乗じて金額を算出 ※3 婦人相談員が、婦人相談員以外の業務と兼業している場合は、全体の業務量に対する婦人相談員としての業務量の割合等を勘案し、専従職員として換算した人数に上記の金額に乗じて算出すること (例2) 婦人相談員としての業務量が、全体の業務量の半分程度である場合は、専従職員0.5人として換算し、上記の金額に0.5を乗じて金額を算出 ※4 婦人相談員が、月の途中で任免された場合は、当該月の勤務日数や勤務時間に基づき算出した割合を、上記の金額に乗じて算出すること ※5 上記により算出した金額に、1月当たり10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする (2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。 また、婦人相談員が国、地方公共団体等が実施する各種研修に受講した場合に係る旅費1人当たり年額45,940円、婦人相談員の研修派遣中の代替職員を配置した場合の代替職員雇上費1自治体当たり年額224,000円	婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬、給料(ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費	5/10
	売春防止活動・DV対策機能強化事業	売春防止活動	次により算出された額の合計額 1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1) 婦人保護啓発活動事業 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円	婦人保護事業に係る啓発活動事業を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費	5/10

				(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業 対象者5人以上10人未満 1施設当たり年額 913,000円 対象者10人以上 1施設当たり年額 1,825,000円 10人を超えた対象者1人につき151,960円を乗じて加算し、算定した額とすること 集いの場の提供支援 1施設当たり年額 425,000円	婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料
				2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ①休日電話相談 9時～18時（8時間実施） 月額 58,640円 ②休日夜間部分実施 18時～22時 月額 29,320円 18時～20時 月額 14,660円 ③平日夜間部分実施 18時～22時 月額 62,980円 18時～20時 月額 31,490円 (2) 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 年額 800,800円 (3) 婦人相談所等職員への専門研修事業 次のア～ウのいずれか1つを選択する。 ア 研修を年1回開催する場合 年額67,780円 イ 研修を年2回開催する場合 年額135,560円 ウ 研修を年3回以上開催する場合 年額203,340円 (4) 専門通訳者養成研修事業 年額 645,130円 (5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円 (6) 婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業 婦人相談所一時保護所において、個別対応職員を配置した場合 年額 5,831,000円 ※1 配置期間が1年に満たない場合は、 5,831,000円×配置月数/12 ※2 上記により算出した金額に、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 (7) 婦人相談所SNS等相談支援事業 1か所当たり 年額 38,993,000円	婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬（歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。）、職員手当等 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費） 婦人相談所等職員への専門研修事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料 専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、賃金 法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費） 婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、扶助費 婦人相談所SNS等相談支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）

			賃、ノ、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費	
		（８）婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業 1 施設当たり 年額 546,000円 （９）DV対応・児童虐待対応連携強化事業 1 か所当たり 年額 6,217,000円 （１０）同伴児童学習支援事業 ア 基本分 婦人相談所一時保護所 1 施設当たり 年額 1,635,000円 イ 加算分 婦人相談所一時保護所 1 施設当たり 年額 2,518,000円 ※加算分は、自治体や教育機関への連絡調整等を行う場合に適用する。 （１１）同伴児童通学支援事業 一時保護委託施設 1 施設当たり 年額 1,820,000円	婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業に必要な報酬、給与、賃金、職員手当等、共済費、扶助費 DV対応・児童虐待対応連携強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費等）、備品購入費、共済費、扶助費 同伴児童学習支援事業に必要な報酬、給与、賃金、職員手当等、共済費、扶助費 同伴児童通学支援事業に必要な給与、報酬、賃金、職員手当等、共済費、扶助費	
	DV被害者等自立生活援助モデル事業	1 施設当たり年額 4,478,000円	事業実施に必要な報酬、給与、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費	5/10
DV・女性保護対策等支援事業②	若年被害女性等支援モデル事業	次により算出された額の合計額 1 必須事業として次の事業を実施 （１）アウトリーチ支援（①夜間見回り等） （２）関係機関連携会議の設置 上記（１）、（２）の事業を実施 1 か所当たり 年額3,705,000円 （３）加算分として次の事業を実施 アウトリーチ支援（②相談及び面談） 1 か所当たり 年額2,529,000円 2 任意事業として次の事業を実施した場合 （１）居場所の提供に関する支援 1 か所当たり 年額2,125,000円 （２）自立支援 1 か所当たり 年額2,501,000円	若年被害者等支援モデル事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費	10/10

「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」の一部改正新旧対照表

改 正 後		現 行
都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長 【一部改正】令和2年1月30日子発0130第1号		子 発 0417 第 3 号 平成 31 年 4 月 17 日
各 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長 厚生労働省子ども家庭局長		子 発 0417 第 3 号 平成 31 年 4 月 17 日
里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について		里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について
家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要である一方、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭に近い環境での養育を推進することが重要である。 このため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）では、国及び地方公共団体は、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、まずは、子どもが養子縁組や里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）といった「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずることとしている。 また、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うとともに、養子縁組に関する相談に応じ、援助を行うこ		家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要である一方、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭に近い環境での養育を推進することが重要である。 このため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）では、国及び地方公共団体は、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、まずは、子どもが養子縁組や里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）といった「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずることとしている。 また、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うとともに、養子縁組に関する相談に応じ、援助を行うこ

とを都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている。 平成 30 年 7 月 6 日には、質の高い里親養育を実現するため、フォスタリング業務の在り方をできる限り具体的に提示することを目的として、都道府県（児童相談所）が行うべきフォスタリング業務の実施方法及び留意点等を示すとともに、当該業務を民間機関に委託する場合における留意点及び民間機関と児童相談所との関係の在り方等について示した「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を取りまとめた。これらを踏まえ、今般、里親支援等の業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」を定め、平成 31 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。 なお、東京都知事におかれては、貴管内の特別区の長への周知につきご配慮願いたい。 この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。 おって、平成 29 年 3 月 31 日雇児発第 0331 第 44 号「里親支援事業の実施について」は、平成 31 年 3 月 31 日限りで廃止する。	とを都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている。 平成 30 年 7 月 6 日には、質の高い里親養育を実現するため、フォスタリング業務の在り方をできる限り具体的に提示することを目的として、都道府県（児童相談所）が行うべきフォスタリング業務の実施方法及び留意点等を示すとともに、当該業務を民間機関に委託する場合における留意点及び民間機関と児童相談所との関係の在り方等について示した「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を取りまとめた。これらを踏まえ、今般、里親支援等の業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」を定め、平成 31 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。 なお、東京都知事におかれては、貴管内の特別区の長への周知につきご配慮願いたい。 この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。 おって、平成 29 年 3 月 31 日雇児発第 0331 第 44 号「里親支援事業の実施について」は、平成 31 年 3 月 31 日限りで廃止する。
--	--

(別紙) 里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱 第1 目的 (略) 第2 実施主体及び里親支援機関の指定 (略)	(別紙) 里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱 第1 目的 全ての子どもは、適切に養育され、その生活を保障されること、また、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなどその他の福祉を等しく保障される権利を有している。 このため、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、養子縁組や里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）への委託を一層推進することが重要である。 この里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援（以下「フォスタリング業務」という。）及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。 第2 実施主体及び里親支援機関の指定 1 実施主体 この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO法人等、当該事業を適切に実施することができると認めた者（以下「民間機関」という。）に委託して実施できることとする。
---	--

	2 里親支援機関の指定 都道府県は、第3に掲げる事業を実施する際、委託先を里親支援機関（A型）として指定するものとする。 この場合、都道府県は、所管区域外において第3に掲げる事業を適切に実施することができると認めたと者についても、里親支援機関（A型）として指定し、委託することができる。 また、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設又は乳児院であって、事業の委託を受けずに第3に掲げる事業を行っている者については、その役割を明示するため、里親支援機関（B型）として指定すること。 第3 事業内容 1 里親制度等普及促進・リクルート事業 (1) 趣旨 里親制度及び養子縁組制度（以下「里親制度等」という。）の普及及び里親委託の推進のためには、里親制度等への社会の理解を深め広く一般家庭から里親や養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養親希望者」という。）を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭と同様の養育環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。 このため、一般家庭に対し里親経験者や養子縁組により養親となった者（以下「養親」という。）による講演や説明を行い、保護を要する子どもへの福祉への理解を深めるとともに、積極的なリクルート活動等を実施することにより、里親の確保を図るものである。 (2) 事業内容 里親経験者又は養親による講演会や里親制度等の説明会等を積極的に実施するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、養育里親を開拓するとともに、養子縁組を円滑に推進するため養子縁組里親を開拓する。
--	--

	(3) 事業の実施体制 事業の実施に当たっては、里親制度等の普及啓発活動の企画及び実施、里親になることを希望する者及び養親希望者（以下「里親等希望者」という。）に対する里親の役割や意義等の説明、里親等希望者のアセスメント等の主たる担当者（以下、「里親リクルーター」という。）を配置することができる。 また、里親リクルーターの業務を補助する職員（リクルーター補助員）を配置することができる。 (4) 里親リクルーターの資格要件 里親リクルーターの資格要件は、次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。 ① 社会福祉士 ② 精神保健福祉士 ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第13条の第3項各号のいずれかに該当する者 ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 ⑤ 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区の長の長を含む。以下同じ。）が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 (5) 留意事項 ① 講演会・説明会等の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。 ② 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、積極的に講演会・説明会に参加することが可能となるよう、十分配慮すること。
--	--

2 里親研修・トレーニング等事業 (略)	2 里親研修・トレーニング等事業 (1) 趣旨 里親登録及び登録の更新に必要なものとなる基礎研修・登録前研修及び更新研修、子どもが委託されていない里親や子どもを委託されている里親（以下、「未委託里親等」という。）に対する子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。 (2) 事業内容 必須事業として、次の①を行うこと。また、②及び③についても実施に努めること。 ①基礎研修・登録前研修及び更新研修 ア 養育里親研修 研修の対象者、実施方法等は平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとする。 イ 専門里親研修 研修の対象者、実施方法等は平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとする。 ウ 養子縁組里親研修 研修の対象者、実施方法等は平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 37 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子縁組里親研修制度の運営について」により定められたものとする。 ②未委託里親等に対するトレーニング事業 養育里親、専門里親、養子縁組里親であって、トレーニングを受けることを希望する者のうち、都道府県知事が適当と認めた里親に対し、次のア及びイを行うものとする。
---------------------------------	--

	ア 未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次の（ア）から（ウ）について継続かつ反復して実施すること。 （ア）事例検討・ロールプレイ （イ）外部講師による講義の実施 （ウ）施設及び既に子どもが委託されている里親宅等における実習 イ 未委託里親等の養育技術の習熟度について把握するため、トレーニングを終了した里親のリストを作成すること。 ③フォスタリング業務職員研修参加促進事業 都道府県は、フォスタリング業務に携わる職員（児童相談所及び民間機関の職員）の研修参加を促進するため、以下の支援を行うこと。 なお、対象となる研修は別に定めるところによること。 - ア 研修に関する情報提供 - イ 研修希望者の登録 - ウ 研修に参加するための研修代替職員雇上費の支給 （３）事業の実施体制 事業の実施に当たっては、（２）の①及び②の主たる担当者として里親トレーニング担当職員（以下、「里親トレーナー」という。）を配置することができる。 里親トレーナーは児童相談所へ定期的に又は随時に研修及びトレーニング状況を報告すること。 また、児童相談所は必要に応じ適宜里親トレーナーから研修及びトレーニング状況を聴取し、その把握に努めること。 （４）里親トレーナーの資格要件 里親トレーナーの資格要件は、第３の１の（４）の①から⑤のいずれかに該当する者とする。
--	--

3 里親委託推進等事業 (略)	(5) 留意事項 ① 基礎研修・登録前研修及び更新研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。 ② 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができること。 ③ ファミリーホームの養育者及び補助者は、平成21年3月31日雇児発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模住居型児童養育事業の運営について」において、里親に準じ、可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講するよう努めることとされているため、これらの者が受講できるよう配慮すること。 なお、ファミリーホームの養育者については、今後、里親登録を必須とする予定であることから留意すること。 ④ 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、養子縁組家庭の養育環境の向上の観点から、各種研修に参加することが可能となるよう、十分配慮すること。 ⑤ (3)の②のアの(ア)に定める事例検討における事例の設定については、未委託里親等が里親になるうとした動機や委託されている子どもの特性等の個々の未委託里親等の状況を考慮すること。 3 里親委託推進等事業 (1) 趣旨 家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもを里親等へ委託するにあたり、当該子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図るものである。 (2) 事業内容 この事業は、次の①及び②を行うこととする。
----------------------------	--

	①里親とのマッチング 家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもについて、その子どもにも最も適合すると考えられる委託候補里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等を行う。 ②自立支援計画の作成 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）へ委託された子どもの養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援を行う。 （３）事業の実施体制 この事業は、主たる担当者として里親等委託調整員を配置するとともに、関係機関と連携し里親等への委託を円滑に進めるため、都道府県の単位及び児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を設置することとする。 ①里親等委託調整員等の配置 事業の実施にあたっては、里親支援事業全体の企画及び里親等と乳児院等の児童福祉施設（以下「施設」という。）、関係機関との円滑な調整、自立支援計画作成等を行う里親等委託調整員を配置すること。 また、里親等委託調整員の業務を補助する職員（委託調整補助員）を配置することができる。 ②里親委託等推進委員会の設置 ア 里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親等委託調整員、施設の里親支援専門相談員及び里親により構成し、必要に応じ学識経験者等に対し本委員会への参加を依頼すること。 イ 里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定すること。
--	---

	ウ 里親委託等推進委員会は、事業の実施にあたり必要な助言・指導を行うこと。 エ 里親委託等推進委員会は、里親支援事業の実施状況について、第三者による視点からの評価を行うことができること。この場合、委員会の構成員に必ず学識経験者を加えること。 オ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親又はファミリーホームに関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。 (4) 里親等委託調整員の資格要件 里親等委託調整員は、里親制度等に対する理解があり、子どもの立場にたって事業を推進することができる者であって、第3の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。 (5) 事業の実施方法 ①里親とのマッチング ア 委託候補里親の選定にあたっては、平成23年3月30日雇児発0330 第9号「里親委託ガイドラインについて」の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、子どもの最善の利益が確保されるよう、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと。 イ 子どもと里親との交流や、短期間の宿泊体験等については、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親等への委託となるよう努めること。 ウ 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、子どもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。 ②里親又はファミリーホームへ委託された子どもに係る自立支援計画作成 ア 自立支援計画は、子ども本人及びその保護者並びに里親又はファミリーホームの意向を十分に尊重するとともに、児童相談所の
--	---

	里親担当職員や子ども担当職員及び関係機関の意見や協議などを踏まえ作成すること。 イ 自立支援計画は、子どもの養育の内容、子ども及び里親又はファミリーホームの生活全般についての解決すべき課題、子ども及び里親又はファミリーホームに対する支援の目標並びに達成時期、子ども及び里親又はファミリーホームに対する支援の内容並びにその他都道府県知事が必要と認める事項について規定すること。 ウ 自立支援計画を作成した後は、計画が適切に実行されているか否かについて十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行うなど、定期的に計画の見直しを行うこと。 4 里親訪問等支援事業 (1) 趣旨 里親や養親などが養育に悩んだ際には、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。 このため、里親等（里親の同居人及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の補助者並びに養親及び養親希望者を含む。以下4（1）、（2）、（3）及び（5）において同じ。）に対し、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、もって適切な養育を確保する。 (2) 事業内容 この事業は、必須事業として、次の①及び②を行うものとする。また、③及び④についても実施に努めること。 ①里親等への訪問支援 現に子どもを養育している里親等やレスパイト・ケアなど短期間
--	--

	養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への指導等を行う。 なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者（以下「援助者」という。）を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うことができる。 さらに、里親に対するレスパイト・ケアについて、里親とこれを受入れる里親や施設との調整を行う。 ②里親等による相互交流 里親等や里親となることを希望する者が集い、養育についての話し合いを行う等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。 ③親子の再統合に向けた面会交流支援 親子の再統合に向けて、保護者からの相談に応じるとともに、子どもと保護者の面会交流の調整を行う。併せて、現に子どもを養育する里親等への支援を行う。 ④夜間・土日の相談支援体制の整備 平日の昼間に相談することが困難な共働きの里親家庭等に対して、適確に相談支援を行うため、里親支援機関における平日夜間、土曜、日曜及び祝日の相談支援体制を整備する。 （３）事業の実施体制 この事業は、主たる担当者として里親等相談支援員を配置して実施すること。 また、里親等相談支援員の業務を補助する職員（相談支援員補助員）を配置することができる。 併せて、里親等へ委託された子どもであっても、虐待等により特に専門性の高い支援が必要とされる子どもに対して、心理面からの訪問支援を行うため、心理訪問支援員を配置することができる。 （４）担当者の資格要件
--	---

(略) (5) 事業の実施方法 ①里親等への訪問支援 (略)	① 里親等相談支援員の資格要件は、第3の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。 ② 心理訪問支援員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者 イ 都道府県知事がアに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 (5) 事業の実施方法 ①里親等への訪問支援 ア 里親等に定期的に訪問することにより、委託された子ども又は養子(以下「委託された子ども等」という。)の養育状況の把握に努め、委託された子ども等の養育に関する適切な指導や助言を行うこと。 イ 里親等から援助の依頼があった場合には、援助者・里親等の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。 ウ 援助者は、里親経験者など子どもの養育に経験のある者であって、当該里親等や当該里親等に委託されている子ども等と面識があるなど、当該委託されている子ども等との援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。 エ 援助にあたっては、子どもの委託後間もないときや里親等が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親等の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意すること。 オ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子ども等を里親等が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。 カ 援助者は里親等相談支援員に援助結果を報告し、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。
--	--

	キ 里親等が円滑にレスパイト・ケアや子育て短期支援事業（ショートステイ又はトワイラइटステイ）（以下「レスパイト・ケア等」という。）を利用できるよう、受け入れ先となる里親や施設等の里親支援専門相談員との間で、予め里親等に関する情報を共有しておくとともに、実際のレスパイト・ケア等の受け入れを通じて、里親と里親支援専門相談員との信頼関係を築くよう努め、関係性が構築された後は、当該里親に対する訪問支援について、里親支援専門相談員を積極的に活用すること。 ②里親等による相互交流 ア 相互交流は定期的に実施するものとし、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、児童福祉司経験者、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めるとすること。 イ 相互交流の実施にあたっては、里親等が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携を取りながら支援にあたるものとする。 ③親子の再統合に向けた面会交流支援 ア 保護者と子どもの面会交流のための場所の確保を含めた調整を行うこと。 イ 調整に当たっては、子どもと保護者、里親との関係性に留意すること。 ウ 保護者の不安や悩み等の相談に応じるとともに、里親に対しても、交流の重要性等について十分に説明すること。 エ 交流前後の子どもの心身の状況等に応じて、里親が様々な場面で適切な対応を行うことができるよう、必要な助言や相談等の支援を行うこと。 ④夜間・土日の相談支援体制の整備 ア <u>平日夜間、土曜、日曜及び祝日の相談支援体制を整備すること。</u>
--	---

<u>支援体制を整備すること。</u> <u>イ 24時間365日の相談支援を実施する場合には、夜間休日等について、年間を通じて相談支援体制を整備すること。</u> <u>ウ 相談支援に当たっては、十分に経験を積んだ者を充てるなど、適切な指導や助言を行えるよう留意すること。</u> <u>エ 外部委託や宿日直職員の配置等により相談を受け、必要に応じて、適切な指導や助言を行える者に繋げる等の手法も可能とする。</u> <u>オ 相談窓口について、共働きの里親家庭だけではなく、多くの里親が利用できるよう広く周知すること。</u>	<u>(新設)</u> <u>イ 相談支援に当たっては、十分に経験を積んだ者を充てるなど、適切な指導や助言を行えるよう留意すること。</u> <u>(新設)</u> <u>ウ 相談窓口について、共働きの里親家庭だけではなく、多くの里親が利用できるよう広く周知すること。</u>
5 共働き家庭里親委託促進事業 (略)	5 共働き家庭里親委託促進事業 (1) 趣旨 官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る。 (2) 事業内容 里親として委託を受けた一定期間に取得できる独自の休暇制度の導入や在宅勤務制度の導入など、里親に委託された子どもの養育と就業との両立が可能となるような取組（以下「取組」という。）について、里親支援機関が企画・立案し、その実践を民間企業等に委託するとともに、得られた取組結果について、里親支援機関と実践した民間企業とで連携して分析・検証を行う。 (3) 留意事項 ① 取組の企画・立案にあたっては、実際に委託を受けている共働き家庭の里親の意見を十分に踏まえること。 ② 取組の委託先は、事業の趣旨から、里親制度に対する知識と理解を有する民間企業等への委託を優先的に考慮することとし、事業を適切に遂行できる民間企業等の開拓に努めること。

第4 事業の実施に当たったての留意事項等 (略)	③ 取組を実践する際には、里親支援機関と委託を受けた民間企業等の間で事前に調整等を行い、企画・立案した内容が円滑に実施されるよう配慮すること。 第4 事業の実施に当たったての留意事項等 1 統括責任者の配置 第3の1から4の事業のうち、3以上の事業を実施する場合には、支援業務を統括する者（以下「統括責任者」という。）を配置することができる。 統括責任者は、フォスタリング業務等の十分な経験を有し、第3の1の（4）の①から⑤以下のいずれかに該当する者とする。 なお、一連のフォスタリング業務は、里親の強みと課題を理解し、里親や子どもとの間の信頼関係を築く観点から、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。このため、民間機関にフォスタリング業務を委託する場合には、同項の規定により一部の業務のみを委託することも可能であるが、一連の業務を包括的に委託することが望ましいこと。 2 設備 本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。 （1）事務室 （2）相談室等、里親等が訪問できる設備 （3）その他、事業を実施するために必要な設備 3 里親支援機関等の守秘義務 法第11条第1項第2号へにおいては、都道府県（児童相談所）における里親に関する業務が規定され、同条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の41で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めたと委託することができるとされているが、これらの規定により委託を受けた者について、法第11条第5項においてその守秘義務
-------------------------------------	--

務が規定されている。 また、里親支援専門相談員を配置する乳児院又は児童養護施設や児童家庭支援センターが、里親支援機関（B型）として指定を受け支援を行う場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の2において児童福祉施設の職員としての秘密保持義務が規定されている。 なお、里親会やNPO法人など、児童福祉施設以外のものが里親支援機関（B型）として指定を受けて支援を行っている場合には、秘密保持義務は課されていないが、その業務上知り得た個人情報取り扱いについては、次に掲げる事項を遵守すること。 （1）正当な理由がなく、業務上知り得た支援対象者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。 （2）個人情報記された資料を、支援の実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。 （3）個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。 （4）その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。 （5）（1）から（4）の内容を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。 4 養子縁組民間あっせん機関への委託 養子縁組里親等への支援については、養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。）に委託可能であること。 5 フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン	
--	--

第5 経費の補助 (略)	事業の実施に当たっては、『「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について』（平成30年7月6日子発 0706 第2号）の別添「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」で示した内容を十分に踏まえて実施すること。 第5 経費の補助 国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。
-------------------------	--

子 発 0130 第 2 号
令和 2 年 1 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

里親への委託前養育等支援事業の実施について

児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところである。

今般、里親委託のための調整期間等における里親及び里親希望者の経済的負担を軽減し、更なる里親委託の推進を図ることを目的として、別紙のとおり「里親への委託前養育等支援事業実施要綱」を定め、令和 2 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたく通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

里親への委託前養育等支援事業実施要綱

第1 目的

里親委託のための調整期間等における里親の経済的負担を軽減することで、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備するとともに、里親及び里親希望者（以下「里親等」という。）の各種研修への受講を支援することで、更なる里親委託の推進を図ることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。

第3 事業の内容

（1）生活費等支援

里親を対象として、里親委託のための調整期間における子どもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

（2）研修受講支援

里親等を対象として、以下の研修へ参加する際の交通費を支給する。

ア 児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第1条の34に定める養育里親研修

イ 規則第1条の37第2号に定める専門里親研修

ウ 規則第1条の38に定める養子縁組里親研修

エ 規則第36条の46第2項に定める養育里親更新研修（専門里親に係るものを含む。）

オ 規則第36条の46第4項に定める養子縁組里親更新研修

カ 都道府県等が里親等の養育の質の向上を図るものとして適当と認める研修

第4 留意事項

（1）本事業による支援を受ける里親等は、フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）と十分な連携を図るとともに、児童の養育についての研修や助言を受けなどにより、養育の質の向上に努めること。

(2) 生活費等支援の対象は、週末や夏期休暇などの連続した休暇期間等を利用して、施設に入所している子ども等を短期間養育する里親も含まれる。

ただし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知）により、里親委託に要する措置費の支弁を受けている子どもに係るものは除く。

(3) 研修受講支援については、親族里親が養育の質を確保するために、養育里親研修等各種研修に参加する場合等も対象となる。

第 5 費用

国は、予算の範囲内において、都道府県等が本事業のために支出した費用の一部を別に定めるところにより補助するものとする。

「養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について」の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市長 【一部改正】平成31年4月17日子発0417第6号 【一部改正】令和2年1月30日子発0130第5号 厚生労働省子ども家庭局長	子 発 0726 第 3 号 平成 30 年 7 月 26 日 【一部改正】平成31年4月17日子発0417第6号 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市長 厚生労働省子ども家庭局長
養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について 養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要である。 このため、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）」に基づき、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することとされた。 これらを踏まえ、養親希望者等の負担軽減や、民間あっせん機関の職員の人材育成等を図るため、今般、別紙のとおり「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。	養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について 養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要である。 このため、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）」に基づき、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することとされた。 これらを踏まえ、養親希望者等の負担軽減や、民間あっせん機関の職員の人材育成等を図るため、今般、別紙のとおり「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙) 養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 対象事業 本事業は、都道府県等が実施する次の(1)及び(3)の事業、養子縁組民間あっせん機関が行う次の(2)の事業に対して都道府県等が補助する事業を対象とする。	(別紙) 養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱 1 目的 養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組民間あっせん機関(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。)が果たす役割は重要である。 このため、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。 併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。 2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)とする。 3 対象事業 本事業は、都道府県等が実施する次の(1)及び(3)の事業、養子縁組民間あっせん機関が行う次の(2)の事業に対して都道府県等が補助する事業を対象とする。
---	---

(1) 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業 (略)	(1) 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業 (ア) 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関及び児童相談所の職員の研修参加を促進するため、以下の支援を行うこと。 なお、対象となる研修は別に定めるところによること。 ① 研修に関する情報提供 ② 研修希望者の登録 ③ 研修に参加するための費用（旅費、研修代替職員雇上費、研修受講費）の支給 (イ) 第三者評価受審促進事業 都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関の第三者評価の受審を促進するため、第三者評価を受審するための費用の一部を補助すること。 なお、第三者評価を実施する評価機関及び評価基準については別に定めるところによること。
(2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 (ア)～(エ) (略)	(2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 (ア) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組を全て実施すること。 ① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） ② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 ③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング ⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換

等の自助グループ活動の育成支援 ⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あ っせん機関と連携した成立後支援 ⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (イ) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にあ っせん及び成立前・成立後の支援を実施すること。 (ウ) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じ るとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭へ の定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理 的な負担を軽減するための相談支援を実施すること。 なお、心理療法担当職員の資格要件は、次のいずれかに該当する 者とする。 ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学の学 部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修 めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有す る者 ② 都道府県知事が①に該当する者と同等以上の能力を有すると 認めた者 (エ) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要 と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦など（以 下「特定妊婦」という。）からの相談に応じるとともに、看護師を配 置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養 育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への 支援を実施すること。	
--	--

(オ) 高齢児等への支援体制構築モデル事業
社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーや
カウンセリング等を行うなど、比較的年齢の高い養子とその養親に
関するケアニーズに対応するための体制を構築し、養子縁組成立前
後のきめ細かな支援を実施すること。

(カ) 資質向上モデル事業
養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人
事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、養
子縁組民間あっせん機関の資質向上を図る取組を実施すること。

(3) 養親希望者手数料負担軽減事業
 (略)

4 事業計画書の提出
 (略)

(新設)

(新設)

(3) 養親希望者手数料負担軽減事業
 養親希望者の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料について、養親希望者の居住する都道府県等より養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助すること。
 なお、補助に当たっては、養親希望者から養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料の額を証明する領収書等を徴収して行うこと。

4 事業計画書の提出
 3の(2)の事業の実施を希望する養子縁組民間あっせん機関は、別紙様式1により都道府県等に事業計画書を提出すること。
 都道府県等においては、別紙様式1により提出された事業計画書について、必要に応じて養子縁組民間あっせん機関と内容を調整した上で、別紙様式2により厚生労働省に事業計画書を提出すること。
 なお、事業計画書の提出に当たっては、3の(2)の取組を行う上での、
 ①児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構

5 事業実績報告書の提出 (略) 6 留意事項 (略) 7 経費の補助 (略)	築、 ②子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援、 ③養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 などの具体的な手法を記載すること。 5 事業実績報告書の提出 3の(2)の事業を実施する養子縁組民間あっせん機関は、事業終了後、事業の効果や課題を検証し、別紙様式3により事業実績報告書を翌年度4月15日までに、都道府県等に提出すること。 都道府県等においては、別紙様式3により提出された事業実績報告書について、内容を審査の上、別紙様式4により翌年度4月末日までに、厚生労働省に事業実績報告書を提出すること。 6 留意事項 (1) 都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関が養親希望者に対して、居住する都道府県等に申請することで、3の(3)による補助を受けられる場合がある旨の情報提供を行うよう、周知するものとする。 (2) 3の(2)の事業の実施に当たっては、別途通知するところにより、厚生労働省において事業計画の審査を経た上で決定する。 7 経費の補助 国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。
--	---

(別紙様式 1) (自治体名) 殿 (養子縁組民間あっせん機関名) 印 令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 1. 事業の実施時期 2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制) 3. 事業計画の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、効果的な手法など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 ① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制	(別紙様式 1) (自治体名) 殿 (養子縁組民間あっせん機関名) 印 平成 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 1. 事業の実施時期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制) 3. 事業計画の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、効果的な手法など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 ① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制
--	---

の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） （計画内容） （取組実績） ② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 （計画内容） （取組実績） ③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 （計画内容） （取組実績） ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング （計画内容） （取組実績） ⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 （計画内容） （取組実績）	の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） （計画内容） （取組実績） ② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 （計画内容） （取組実績） ③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 （計画内容） （取組実績） ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング （計画内容） （取組実績） ⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 （計画内容） （取組実績）
---	---

⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (計画内容) (取組実績) ⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (計画内容) (取組実績) (2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容) (取組実績) (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置する心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容) (取組実績)	⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (計画内容) (取組実績) ⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (計画内容) (取組実績) (2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容) (取組実績) (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置する心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容) (取組実績)
--	--

(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置する看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容) (取組実績)	(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置する看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容) (取組実績)
<u>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業</u> <u>比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</u> <u>(計画内容)</u> <u>(取組実績)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(6) 資質向上モデル事業</u> <u>養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、具体的な計画の内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</u> <u>(計画内容)</u> <u>(取組実績)</u>	<u>(新設)</u>

4. 事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載） (1) 養親希望者等支援モデル事業 (2) 障害児等支援モデル事業 (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 (4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 <u>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業</u> <u>(6) 資質向上モデル事業</u>	4. 事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載） (1) 養親希望者等支援モデル事業 (2) 障害児等支援モデル事業 (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 (4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。	※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。

(別添)	(別添)
1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称 2. 事業の実施時期 令和 年 月 日から平成 年 月 日まで 3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制) 4. 事業計画の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、効果的な手法など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 ① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） (計画内容) (取組実績) ② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 (計画内容)	1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称 2. 事業の実施時期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制) 4. 事業計画の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、効果的な手法など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 ① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） (計画内容) (取組実績) ② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 (計画内容)

(取組実績) ③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (計画内容) (取組実績) ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (計画内容) (取組実績) ⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (計画内容) (取組実績) ⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (計画内容) (取組実績) ⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組	(取組実績) ③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (計画内容) (取組実績) ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (計画内容) (取組実績) ⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (計画内容) (取組実績) ⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (計画内容) (取組実績) ⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組
---	---

(計画内容) (取組実績) (2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制など具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容) (取組実績) (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置する心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容) (取組実績) (4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置する看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)	(計画内容) (取組実績) (2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制など具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容) (取組実績) (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置する心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容) (取組実績) (4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置する看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)
--	--

(取組実績)	(取組実績)
<u>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業</u> <u>比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</u> <u>(計画内容)</u> <u>(取組実績)</u> <u>(6) 資質向上モデル事業</u> <u>養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、具体的な計画の内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</u> <u>(計画内容)</u> <u>(取組実績)</u> 5. 事業所要額（対象経費の具体的な所要額内訳（人件費、事務費等）を記載） (1) 養親希望者等支援モデル事業 (2) 障害児等支援モデル事業 (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 (4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 5. 事業所要額（対象経費の具体的な所要額内訳（人件費、事務費等）を記載） (1) 養親希望者等支援モデル事業 (2) 障害児等支援モデル事業 (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 (4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業

<u>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業</u> <u>(6) 資質向上モデル事業</u> ※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。
--	---

(別紙様式3) 令和 年 月 日 (自治体名) 殿 (養子縁組民間あっせん機関名) 印 令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書 1. 事業の実施時期 令和 年 月 日から平成 年 月 日まで 2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制) 3. 事業実績の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。	(別紙様式3) 平成 年 月 日 (自治体名) 殿 (養子縁組民間あっせん機関名) 印 平成 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書 1. 事業の実施時期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制) 3. 事業実績の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。
---	---

① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） （取組実績） （取組の効果・課題） ② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 （取組実績） （取組の効果・課題） ③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 （取組実績） （取組の効果・課題） ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング （取組実績） （取組の効果・課題） ⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 （取組実績） （取組の効果・課題）	① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） （取組実績） （取組の効果・課題） ② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 （取組実績） （取組の効果・課題） ③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 （取組実績） （取組の効果・課題） ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング （取組実績） （取組の効果・課題） ⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 （取組実績） （取組の効果・課題）
---	---

⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (取組実績) (取組の効果・課題) ⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (取組実績) (取組の効果・課題) (2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあわせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績) (取組の効果・課題) (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置した心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績) (取組の効果・課題)	⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (取組実績) (取組の効果・課題) ⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (取組実績) (取組の効果・課題) (2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあわせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績) (取組の効果・課題) (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置した心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績) (取組の効果・課題)
---	---

(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置した看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数及び支援の内容などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績) (取組の効果・課題) <u>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業</u> <u>比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</u> <u>(取組実績)</u> <u>(取組の効果・課題)</u> <u>(6) 資質向上モデル事業</u> <u>養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、具体的な計画の内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</u> <u>(取組実績)</u> <u>(取組の効果・課題)</u> 4. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）	(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置した看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数及び支援の内容などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績) (取組の効果・課題) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 4. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）
--	--

(1) 養親希望者等支援モデル事業 (2) 障害児等支援モデル事業 <u>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</u> <u>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</u> <u>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業</u> <u>(6) 資質向上モデル事業</u> ※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。	(1) 養親希望者等支援モデル事業 (2) 障害児等支援モデル事業 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。
--	---

(別紙様式4) 令和 年 月 日 厚生労働省子ども家庭局長 殿 (自治体名) 印 令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書 令和 年度養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書について、別添のとおり提出する。	(別紙様式4) 平成 年 月 日 厚生労働省子ども家庭局長 殿 (自治体名) 印 平成 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書 平成 年度養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書について、別添のとおり提出する。
---	---

(別添)	(別添)
1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称 2. 事業の実施時期 令和 年 月 日から平成 年 月 日まで 3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制) 4. 事業実績の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。 ① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） (取組実績) (取組の効果・課題) ② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 (取組実績)	1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称 2. 事業の実施時期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制) 4. 事業実績の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。 ① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） (取組実績) (取組の効果・課題) ② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 (取組実績)

(取組の効果・課題) ③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (取組実績) (取組の効果・課題) ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (取組実績) (取組の効果・課題) ⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (取組実績) (取組の効果・課題) ⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (取組実績) (取組の効果・課題) ⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (取組実績)	(取組の効果・課題) ③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (取組実績) (取組の効果・課題) ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (取組実績) (取組の効果・課題) ⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (取組実績) (取組の効果・課題) ⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (取組実績) (取組の効果・課題) ⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (取組実績)
--	--

(取組の効果・課題) (2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績) (取組の効果・課題) (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置した心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績) (取組の効果・課題) (4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置した看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数及び支援の内容などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績) (取組の効果・課題)	(取組の効果・課題) (2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どものあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績) (取組の効果・課題) (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置した心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績) (取組の効果・課題) (4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置した看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数及び支援の内容などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績) (取組の効果・課題)
---	---

<u>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業</u> <u>比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</u> <u>(取組実績)</u> <u>(取組の効果・課題)</u> <u>(6) 資質向上モデル事業</u> <u>養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、具体的な計画の内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</u> <u>(取組実績)</u> <u>(取組の効果・課題)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
5. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載） (1) 養親希望者等支援モデル事業 (2) 障害児等支援モデル事業 <u>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</u> <u>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</u> <u>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業</u>	5. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載） (1) 養親希望者等支援モデル事業 (2) 障害児等支援モデル事業 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

<u>(6) 資質向上モデル事業</u> ※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。	<u>(新設)</u> ※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。
---	--

「乳児院等多機能化推進事業の実施について」の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 児童相談所設置市長 【一部改正】平成31年4月17日子発0417第4号 【一部改正】令和2年1月30日子発0130第3号 厚生労働省子ども家庭局長 乳児院等多機能化推進事業の実施について 児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、乳児院等における保護者等に対する養育支援機能や、医療機関との連携による支援体制の強化を図るとともに、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦などの特定妊婦等への支援の強化を図るため、別紙のとおり「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。	都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 児童相談所設置市長 【一部改正】平成31年4月17日子発0417第4号 厚生労働省子ども家庭局長 乳児院等多機能化推進事業の実施について 児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、乳児院等における保護者等に対する養育支援機能や、医療機関との連携による支援体制の強化を図るとともに、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦などの特定妊婦等への支援の強化を図るため、別紙のとおり「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

(別紙) 乳児院等多機能化推進事業実施要綱 第1 目的 (略) 第2 実施主体 (略) 第3 事業内容等 1 育児指導機能強化事業 (略)	(別紙) 乳児院等多機能化推進事業実施要綱 第1 目的 乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導当職員を配置し、育児指導機能の充実を図るとともに、医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置し、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進することを目的とする。 また、産科医療機関や母子生活支援施設等に支援コーディネーターを配置し、既存資源との連携・活用等により、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦などへの支援の強化を図る。 第2 実施主体 本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「児相設置自治体」という。）とする。 ただし、第3の1及び2の事業のうち、対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」とする）。 なお、都道府県等は、事業を適切に実施することができると認めたと者に委託等を行うことができる。 第3 事業内容等 1 育児指導機能強化事業 (1) 趣旨 乳児院等に育児指導当職員を配置し、入所児童やその家族はもとより、地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じ、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践しながら伝えるこ
--	--

と等により、子育てに関する不安を解消するなど育児指導機能の充実を図る。 (2) 支援対象者 乳児院等に入所している児童とその家族、児童相談所や乳児院等に相談のあった地域で子育て中の家庭等で支援が必要な者とする。 (3) 対象施設 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設とする。 (4) 事業の実施及び内容 次の①から③の事業を行うこと。 ① 育児指導担当職員を配置すること。 ② 育児指導担当職員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 (ア) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。）の資格を有する者 (イ) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第83条に規定する児童生活支援員 (ウ) 設備運営基準第43条に規定する児童指導員 (エ) 設備運営基準第82条に規定する児童自立支援専門員 (オ) 上記の資格に準じた者又は子どもの発達段階に応じた子育て方法の知識がある者であって、都道府県等が適当と認めた者 ③ 育児指導担当職員は、育児指導機能強化事業全体の企画、関係機関との円滑な調整、支援対象者に面接や宿泊指導、親子レクリエーション、家庭訪問等の支援等を行うこと。	
--	--

2 医療機関等連携強化事業 (略)	(5) 留意事項 ① 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。 ② 親子訓練室等の設備を設けている場合は、必要に応じて活用するなど、適切な支援に努めること。 ③ 支援対象者との信頼関係の構築に努めること。 ④ 支援対象者の意向に配慮すること。 ⑤ 支援対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。 ⑥ 児童入所施設措置費等国庫負担金や本事業以外の補助事業の対象となる職員については、本事業の対象とはならないこと。
2 医療機関等連携強化事業 (1) 趣旨 乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等（以下「医療的ケアが必要な児童等」という。）の円滑な受入を促進する。 (2) 対象施設 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設とする。 (3) 事業の実施及び内容 次の①から③の事業を行うこと。 ① 医療機関等連絡調整員を配置すること。 ② 医療機関等連絡調整員は、医療や保健分野等の知識がある者を配置すること。 ③ 医療機関等連絡調整員は、医療機関等との連絡調整や医師又は嘱託医との連携、医療的ケアが必要な児童等の医療機関への	2 医療機関等連携強化事業 (1) 趣旨 乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等（以下「医療的ケアが必要な児童等」という。）の円滑な受入を促進する。 (2) 対象施設 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設とする。 (3) 事業の実施及び内容 次の①から③の事業を行うこと。 ① 医療機関等連絡調整員を配置すること。 ② 医療機関等連絡調整員は、医療や保健分野等の知識がある者を配置すること。 ③ 医療機関等連絡調整員は、医療機関等との連絡調整や医師又は嘱託医との連携、医療的ケアが必要な児童等の医療機関への

3 産前・産後母子支援事業 (1) 趣旨 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦など（以下「特定妊婦等」という。）への支援の強化に向けて、産科医療機関や母子生活支援施設等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供する。 (2) 対象施設 産科医療機関、母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設、その他児童相談所設置自治体が（３）に掲げる事業内容を適切に実施することができると認めた施設（以下「実施施設」という。）とする。 (3) 事業の実施及び内容 ①支援コーディネーターの配置等による支援 (ア) 産科医療機関の場合	受診の付添等を行うこと。 ④ ③の業務に加え、以下の業務を行う場合は保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を配置すること。 ア 医療的ケアが必要な児童等に対する支援及び緊急時における対応等 イ 医療的ケアが必要な児童等の健康管理及び身体発達上や健康上の相談への対応 ウ その他医療的ケアが必要な児童等への支援のために必要な業務 ⑤ 児童入所施設措置費等国庫負担金や本事業以外の補助事業の対象となる職員については、本事業の対象とはならないこと。 (4) 留意事項 医療機関等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。 3 産前・産後母子支援事業 (1) 趣旨 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦など（以下「特定妊婦等」という。）への支援の強化に向けて、産科医療機関や母子生活支援施設等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供する。 (2) 対象施設 産科医療機関、母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設、その他児童相談所設置自治体が（３）に掲げる事業内容を適切に実施することができると認めた施設（以下「実施施設」という。）とする。 (3) 事業の実施及び内容 ①支援コーディネーターの配置等による支援 (ア) 産科医療機関の場合
---	--

特定妊婦等の心身の状況（妊娠、出産についての葛藤等）に配慮しつつ、妊婦が安心して出産し、母と子がより良い生活を送ることができるよう支援することを念頭に、

ア 妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。この際、電話やメールによる相談や、匿名による相談など、特定妊婦等が相談しやすい環境を確保すること。

イ 出産後における母と子の生活について、どのような支援が必要か検討すること。

検討に際しては、担当医師、助産師など実施施設における複数の職員により行うこと。

なお、この際、医療や保健だけでなく、住まいの確保や家事など日常生活上の援助、経済的な援助等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村等関係機関の参画を得て検討を行うこと。

ウ イの検討の過程で、母親が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡するとともに、児童相談所と共同して対応すること。

エ イにおける検討結果を踏まえ、具体的な支援計画を作成するとともに、必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整を図ること。

オ 母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を行う者として、実施施設内に、コーディネーターを配置すること。

なお、コーディネーターは、実施施設の医師、助産師、その他の職員から適切な者を選任すること。

また、母子生活支援施設への一時保護委託など、特定妊婦等に対して緊急的な住まいを提供できる体制を確保すること。

カ 出産後の母と子に対する支援を行う場合には、乳児院との連携を図るなど、乳児の特性や支援上の課題等について、知見を有する者からの助言等が得られる体制を確保すること。

特定妊婦等の心身の状況（妊娠、出産についての葛藤等）に配慮しつつ、妊婦が安心して出産し、母と子がより良い生活を送ることができるよう支援することを念頭に、

ア 妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。この際、電話やメールによる相談や、匿名による相談など、特定妊婦等が相談しやすい環境を確保すること。

イ 出産後における母と子の生活について、どのような支援が必要か検討すること。

検討に際しては、担当医師、助産師など実施施設における複数の職員により行うこと。

なお、この際、医療や保健だけでなく、住まいの確保や家事など日常生活上の援助、経済的な援助等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村等関係機関の参画を得て検討を行うこと。

ウ イの検討の過程で、母親が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡するとともに、児童相談所と共同して対応すること。

エ イにおける検討結果を踏まえ、具体的な支援計画を作成するとともに、必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整を図ること。

オ 母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を行う者として、実施施設内に、コーディネーターを配置すること。

なお、コーディネーターは、実施施設の医師、助産師、その他の職員から適切な者を選任すること。

また、母子生活支援施設への一時保護委託など、特定妊婦等に対して緊急的な住まいを提供できる体制を確保すること。

カ 出産後の母と子に対する支援を行う場合には、乳児院との連携を図るなど、乳児の特性や支援上の課題等について、知見を有する者からの助言等が得られる体制を確保すること。

また、母による養育の継続が難しいと判断される場合には、里親や乳児院での一時保護を行うなど、養育状況に応じて適切に対応すること。 (イ) 産科医療機関以外の施設等の場合 特定妊婦等が受診した産科医療機関と連携を図りつつ、母と子により良い生活が送れるよう支援することを念頭に、 ア 妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。この際、電話やメールによる相談や、匿名による相談など特定妊婦等が相談しやすい環境を確保すること。 イ 母と子の現在の生活を支えつつ、母と子の将来の生活設計について、母の意向を十分に踏まえながら検討すること。 検討に際しては、当該母子の担当職員（他、看護師、保育士、児童指導員、母子支援員など）実施設における複数の職員により行うこと。 なお、この際、住まいの確保や家事など日常生活上の援助、経済的な援助、就業支援等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村、就業支援機関等関係機関の参画を得て検討を行うこと。 並行して、家事など日常生活面での自立については、施設内において習得させていくことが望ましいこと。 ウ イの検討の過程で、母親が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡し、児童相談所において対応すること。 エ イにおける検討結果を踏まえ、具体的な支援計画を作成するとともに、必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整を図ること。 オ 母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を行う者として、実施設内にコーディネーターを配置すること。 なお、コーディネーターは、実施設の看護師、保育士、児童	また、母による養育の継続が難しいと判断される場合には、里親や乳児院での一時保護を行うなど、養育状況に応じて適切に対応すること。 (イ) 産科医療機関以外の施設等の場合 特定妊婦等が受診した産科医療機関と連携を図りつつ、母と子により良い生活が送れるよう支援することを念頭に、 ア 妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。この際、電話やメールによる相談や、匿名による相談など特定妊婦等が相談しやすい環境を確保すること。 イ 母と子の現在の生活を支えつつ、母と子の将来の生活設計について、母の意向を十分に踏まえながら検討すること。 検討に際しては、当該母子の担当職員（他、看護師、保育士、児童指導員、母子支援員など）実施設における複数の職員により行うこと。 なお、この際、住まいの確保や家事など日常生活上の援助、経済的な援助、就業支援等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村、就業支援機関等関係機関の参画を得て検討を行うこと。 並行して、家事など日常生活面での自立については、施設内において習得させていくことが望ましいこと。 ウ イの検討の過程で、母親が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡し、児童相談所において対応すること。 エ イにおける検討結果を踏まえ、具体的な支援計画を作成するとともに、必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整を図ること。 オ 母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を行う者として、実施設内にコーディネーターを配置すること。 なお、コーディネーターは、実施設の看護師、保育士、児童
--	--

指導員、母子支援員、その他の職員から適切な者を選任すること。 また、近隣の産科医療機関からの協力を得ること等により、出産直前の特定妊婦等から相談があった際に迅速に対応できる体制を確保すること。 カ 出産後の母と子に対する支援を行う場合には、乳児院との連携を図るなど、乳児の特性や支援上の課題等について、知見を有する者からの助言等が得られる体制を確保すること。 また、母による養育の継続が難しいと判断される場合には、里親や乳児院での一時保護を行うなど、養育状況に応じて適切に対応すること。 ②看護師の配置等による支援 (ア) 特定妊婦等や出産後の母と子に対して、一時保護委託等を受けることにより実施施設において緊急的な住まいを提供し、看護師による専門性を活かした支援を実施するとともに、自立に向けた家事などの日常生活上の援助や住まいの確保に向けた支援等を行うこと。 (イ) 支援に当たっては、当該地域を管轄する児童相談所や市町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制を確保すること。 (ウ) 自立に向けた支援は、出産後における母と子の生活について、どのような支援が必要か検討する。 なお、この際、医療や保健だけでなく、住まいの確保や経済的な援助、就業支援等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村等関係機関の参画を得て検討を行うこと。 (エ) 支援の過程で、母親が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡するとともに、児童相談所と共同して対応する。 (オ) <u>(ウ)</u> における検討結果を踏まえ、具体的な支援計画を作成するとともに、必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整を図る。	指導員、母子支援員、その他の職員から適切な者を選任すること。 また、近隣の産科医療機関からの協力を得ること等により、出産直前の特定妊婦等から相談があった際に迅速に対応できる体制を確保すること。 カ 出産後の母と子に対する支援を行う場合には、乳児院との連携を図るなど、乳児の特性や支援上の課題等について、知見を有する者からの助言等が得られる体制を確保すること。 また、母による養育の継続が難しいと判断される場合には、里親や乳児院での一時保護を行うなど、養育状況に応じて適切に対応すること。 ②看護師の配置等による支援 (ア) 特定妊婦等や出産後の母と子に対して、一時保護委託等を受けることにより実施施設において緊急的な住まいを提供し、看護師による専門性を活かした支援を実施するとともに、自立に向けた家事などの日常生活上の援助や住まいの確保に向けた支援等を行うこと。 (イ) 支援に当たっては、当該地域を管轄する児童相談所や市町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制を確保すること。 (ウ) 自立に向けた支援は、出産後における母と子の生活について、どのような支援が必要か検討する。 なお、この際、医療や保健だけでなく、住まいの確保や経済的な援助、就業支援等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村等関係機関の参画を得て検討を行うこと。 (エ) 支援の過程で、母親が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡するとともに、児童相談所と共同して対応する。 (オ) <u>ウ</u> における検討結果を踏まえ、具体的な支援計画を作成するとともに、必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整を図る。
---	---

(カ) 特定妊婦等や出産後の母と子に対する支援を行う担当者として、実施施設内に看護師を配置すること。 (キ) 必要に応じて(カ)の担当者が行う特定妊婦等や出産後の母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を補助する者を配置すること。 (ク) 出産後の母と子に対する支援を行う場合には、乳児院との連携を図るなど、乳児の特性や支援上の課題等について、知見を有する者からの助言等が得られる体制を確保すること。 また、母による養育の継続が難しいと判断される場合には、里親や乳児院での一時保護を行うなど、養育状況に応じて適切に対応すること。 ③住まいの提供に当たっての環境改善 (ア) 実施施設において、特定妊婦等や<u>出産後の母と子</u>に対して、一時保護委託等を受けることにより緊急的な住まいを提供するため、施設の改修及び備品の購入等<u>又は近隣の空き住宅等の確保</u>により環境改善を図ること。 (イ) (ア)の環境改善を図る実施施設は、当該年度中、又は翌年度中に①又は②の事業を実施する場合に限られること。	(カ) 特定妊婦等や出産後の母と子に対する支援を行う担当者として、実施施設内に看護師を配置すること。 (キ) 必要に応じて(カ)の担当者が行う特定妊婦等や出産後の母と子に対する支援計画の作成や関係機関との連絡調整を補助する者を配置すること。 (ク) 出産後の母と子に対する支援を行う場合には、乳児院との連携を図るなど、乳児の特性や支援上の課題等について、知見を有する者からの助言等が得られる体制を確保すること。 また、母による養育の継続が難しいと判断される場合には、里親や乳児院での一時保護を行うなど、養育状況に応じて適切に対応すること。 ③住まいの提供に当たっての環境改善 (ア) 実施施設において、特定妊婦等や<u>主産後の母と子</u>に対して、一時保護委託等を受けることにより緊急的な住まいを提供するため、施設の改修及び備品の購入等により環境改善を図ること。 (イ) (ア)の環境改善を図る実施施設は、当該年度中、又は翌年度中に①又は②の事業を実施する場合に限られること。
<u>④特定妊婦等に対する生活支援</u> <u>(ア) 実施施設において、特定妊婦等を受入れ、給食及び日常生活上の援助を行うこと。</u> <u>(イ) (ア)の実施施設は、当該年度中に①又は②の事業を実施する施設であって、特定妊婦等の受入れ(一時保護委託を除く)を行う場合に限られること。</u> (4) 留意事項 ① 本事業の実施に当たり、実施主体は、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わるコーディネーターや実施施設	<u>(新設)</u> (4) 留意事項 ① 本事業の実施に当たり、実施主体は、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わるコーディネーターや実施施設

の職員（以下「コーディネーター等」という。）が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、コーディネーター等に対し、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において定めること。 また、関係機関の間で情報共有を行うことについても、支援対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。 ② 実施主体は、本事業で対象となった特定妊婦等と出産後の子どもについて、要保護児童対策地域協議会の対象ケースとして、地域における具体的な支援体制を構築すること。 第4 経費の補助 国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。	の職員（以下「コーディネーター等」という。）が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、コーディネーター等に対し、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において定めること。 また、関係機関の間で情報共有を行うことについても、支援対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。 ② 実施主体は、本事業で対象となった特定妊婦等と出産後の子どもについて、要保護児童対策地域協議会の対象ケースとして、地域における具体的な支援体制を構築すること。 第4 経費の補助 国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。
--	--

「児童養護施設等体制強化事業の実施について」の一部改正新旧対照表

改正後	現行
子 発 0417 第 5 号 平成 31 年 4 月 17 日 【一部改正】令和2年1月30日子発0130 第4号 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 殿 各 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長 厚生労働省子ども家庭局長	子 発 0417 第 5 号 平成 31 年 4 月 17 日 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 殿 各 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長 厚生労働省子ども家庭局長
児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、児童養護施設等における人材の確保に向けて、別紙のとおり「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」を定め、平成31年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたいと通知する。 については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。	児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、児童養護施設等における人材の確保に向けて、別紙のとおり「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」を定め、平成31年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたいと通知する。 については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。 なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)	(別紙)
児童養護施設等体制強化事業実施要綱 第1 目的 <u>児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者（以下「補助者」という。）を雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。</u> 第2 実施主体 (略) 第3 事業の内容 児童指導員等の勤務環境改善に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇い上げに必要な費用の一部を補助する。 <u>(1) 児童指導員等となる人材の確保</u> <u>児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員（以下「児童指導員等」という。）の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。</u> <u>(2) 夜間業務等の業務負担軽減</u> <u>児童養護施設等における夜勤業務、子ども間の暴力・性暴力及び外国籍の子どもへの支援等へ対応するための補助者等を雇い上げ、児童指導員等の業務負担軽減を図る。</u>	児童養護施設等体制強化事業実施要綱 第1 目的 <u>児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員（以下「児童指導員等」という。）の資格要件を満たすことを目指す者を、児童指導員等の補助を行う者（以下「補助者」という。）として雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。</u> 第2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市とする。ただし、対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」とする。 第3 事業の内容 児童指導員等の勤務環境改善に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇い上げに必要な費用の一部を補助する。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

第4 対象施設 (略) 第5 実施要件 <u>(1) 第3の(1)</u>により雇い上げる補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。 <u>ア</u> 以下の資格要件を満たしていない者であること。 ①児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）第43条に規定する児童指導員、設備運営基準第82条に規定する児童自立支援専門員、設備運営基準第83条に規定する児童生活支援員、設備運営基準第28条に規定する母子支援員 ②児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）（以下「施行規則」という。）第36条の8第3項に規定する指導員 <u>イ</u> 児童指導員等の資格要件を満たすことを目指す者であって、資格要件を満たした後も引き続き勤務施設又は他の社会的養護関係施設（第4に規定する施設）で勤務を続ける意欲を持った者で、都道府県等が適当と認める者であること。 <u>(2) 第3の(2)により雇い上げる補助者は、当該補助者が担う補助業務を行うものとして、都道府県等が適当と認める者であること。</u> <u>(3) 対象施設は、実施主体に対し、実施計画書を提出すること。なお、実施計画書には、以下の内容を記載すること。</u> ①本事業による補助者の業務内容及び勤務時間、補助者の雇い上げにより、児童指導員等の負担が軽減される業務内容 ②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（補助者の配置を除く。）	第4 対象施設 本事業の対象は、補助者の雇い上げを行う児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）とする。 第5 実施要件 <u>本事業</u>により雇い上げる補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。 <u>(1)</u> 以下の資格要件を満たしていない者であること。 ①児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）第43条に規定する児童指導員、設備運営基準第82条に規定する児童自立支援専門員、設備運営基準第83条に規定する児童生活支援員、設備運営基準第28条に規定する母子支援員 ②児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）（以下「施行規則」という。）第36条の8第3項に規定する指導員 <u>(2)</u> 児童指導員等の資格要件を満たすことを目指す者であって、資格要件を満たした後も引き続き勤務施設又は他の社会的養護関係施設（第4に規定する施設）で勤務を続ける意欲を持った者で、都道府県等が適当と認める者であること。 <u>(新設)</u> <u>(3)</u> 対象施設は、実施主体に対し、実施計画書を提出すること。 実施計画書には、以下の内容を記載すること。 ①本事業による補助者の業務内容及び勤務時間、補助者の雇い上げにより、児童指導員等の負担が軽減される業務内容 ②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（補助者の配置を除く。）
--	--

第6 留意事項 (1) <u>第3の(1)</u>により雇い上げを行った補助者は、以下の期間を上限として、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象とすることができること。 ①児童指導員の資格要件を満たすことを目指す者 ア 設備運営基準第43条第8号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 2年 イ 設備運営基準第43条第10号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 3年 ②児童自立支援専門員の資格要件を満たすことを目指す者 ア 設備運営基準第82条第4号から第6号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 1年 イ 設備運営基準第82条第7号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 3年 ③児童生活支援員の資格要件を満たすことを目指す者 ア 設備運営基準第83条第3号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 3年 ④母子支援員の資格要件を満たすことを目指す者 ア 設備運営基準第28条第5号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 2年 ⑤指導員の資格取得を目指す者 ア 施行規則第36条の8第3項第3号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 2年 (2) <u>第3の(1)により</u>補助者の雇い上げを行う施設は、<u>原則として</u>、本事業により配置する補助者が、資格要件を満たした後も引き続き勤務施設又は他の社会的養護関係施設(第4に規定する施設)で勤務を続けられるよう、<u>必要な措置を講ずること</u>。	第6 留意事項 (1) <u>本事業</u>により雇い上げを行った補助者は、以下の期間を上限として、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象とすることができること。 ①児童指導員の資格要件を満たすことを目指す者 ア 設備運営基準第43条第8号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 2年 イ 設備運営基準第43条第10号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 3年 ②児童自立支援専門員の資格要件を満たすことを目指す者 ア 設備運営基準第82条第4号から第6号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 1年 イ 設備運営基準第82条第7号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 3年 ③児童生活支援員の資格要件を満たすことを目指す者 ア 設備運営基準第83条第3号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 3年 ④母子支援員の資格要件を満たすことを目指す者 ア 設備運営基準第28条第5号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 2年 ⑤指導員の資格取得を目指す者 ア 施行規則第36条の8第3項第3号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 2年 (2) 補助者の勤務時間は業務内容等に応じて施設で判断すること。 (3) 補助者の雇い上げを行う施設は、本事業により配置する補助者が、資格要件を満たした後も引き続き勤務施設又は他の社会的養護関係施設(第4に規定する施設)で勤務を続けられるよう、<u>配慮すること</u>。
---	--

<u>(3) 第3の(1)により、複数名の補助者を雇い上げるとは差し支えない。ただし、(1)に定める期間の経過後は、当該事業の補助対象とならないこと及び引き続き勤務施設等において勤務を続けられるよう、必要な措置を講ずる必要があることを踏まえ、計画的に雇用すること。</u> <u>(4) 第3の(2)により雇い上げる補助者は、本体施設のほか、「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める分園型小規模グループケア及び「地域児童養護施設の設置運営について」(平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知)に定める地域小規模児童養護施設毎に雇い上げることができるものとする。</u> <u>(5) 補助者の勤務時間は業務内容等に応じて施設で判断すること。</u> <u>(6) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)の支弁対象となっていない職員については、本事業の対象としない。</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第7 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。
第7 費用 (略)	

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱 新旧対照表

新	旧
別 紙 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱 第1 目的 (略) 第2 実施主体 (略) 第3 対象事業 1 児童養護施設等の環境改善事業 (1) 入所児童等の生活環境改善事業 次の①又は②に該当する事業 ① 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入を行う事業。 ② 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用のベッド、乳	別 紙 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱 第1 目的 (略) 第2 実施主体 (略) 第3 対象事業 1 児童養護施設等の環境改善事業 (1) 入所児童等の生活環境改善事業 次の①又は②に該当する事業 ① 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入を行う事業。 ② 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用のベッド、乳

新	旧
児呼吸用モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品の購入や更新、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修を行う事業 (2) ファミリーホーム等開設支援事業 ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設、児童家庭支援センター又は婦人保護施設の地域生活移行支援施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業。<u>（既存建物を借り上げて地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケアを設置する際、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除き、改修期間中に発生する建物賃借料に限る。）にかかると経費を支弁する事業を含む。）。</u> (3) 児童家庭支援センター開設支援事業 既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかると経費を支弁する事業。 (4) 耐震物件への移転支援事業 耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う費用に対して支援を行う事業。 なお、対象となる施設等は第3の1（1）②に規定する施設等とする。 2 地域子育て支援拠点の環境改善事業 地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品	児呼吸用モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品の購入や更新、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修を行う事業。 (2) ファミリーホーム等開設支援事業 ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設、児童家庭支援センター又は婦人保護施設の地域生活移行支援施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業。 (3) 児童家庭支援センター開設支援事業 既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかると経費を支弁する事業。 (4) 耐震物件への移転支援事業 耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う費用に対して支援を行う事業。 なお、対象となる施設等は第3の1（1）②に規定する施設等とする。 2 地域子育て支援拠点の環境改善事業 地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品

新	旧
の整備を行う事業。 3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 児童相談所において、児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新を行う事業。 また、一時保護所において、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新を行う事業。 第4 対象事業の制限 1 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 2 第3の1(1)から(4)、2及び3の各事業については、事業を行う施設等1か所につき1回限りとする。ただし、<u>以下の場合はこの限りではない。</u> (1) <u>災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合</u> (2) <u>賃借により設置していた地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケアをやむなく移設する際に、原状復帰が必要となる場合</u> 合 3 第3の1(1)①、(2)、(3)、2及び3の事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業を実施した施設等の運営等を予定している場合に対象とすること。 第4 対象事業の制限 (略) 第5 費用 (略)	の整備を行う事業。 3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 児童相談所において、児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新を行う事業。 また、一時保護所において、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新を行う事業。 第4 対象事業の制限 1 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 2 第3の1(1)から(4)、2及び3の各事業については、事業を行う施設等1か所につき1回限りとすること。ただし、<u>災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。</u> 3 第3の1(1)①、(2)、(3)、2及び3の事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業を実施した施設等の運営等を予定している場合に対象とすること。 第5 費用 (略)